

答 申 第 9 5 号
(諮 問 第 9 4 号)

令和 3 年 (2021 年) 8 月 3 日

鎌倉市代表監査委員 八 木 隆 太 郎 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 2 年 (2020 年) 7 月 9 日付け鎌監第 137 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和元年（2019年）10月7日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「2019年8月30日実施の聴き取り調査記録（鎌倉市監査委員公表第4号）」について、実施機関鎌倉市代表監査委員が令和元年（2019年）11月29日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる情報は公開することが妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和元年（2019年）10月7日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市代表監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、「2019年8月30日実施の聴き取り調査記録（鎌倉市監査委員公表第4号）」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、令和元年（2019年）11月29日付け鎌倉市監査委員指令監第5号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和元年（2019年）12月2日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和元年（2019年）12月2日付けで提出した審査請求書、同年12月26日付けで提出した反論書、令和2年（2020年）1月29日付けで提出した再反論書及び同年8月24日付けで提出した意見書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 非公開部分について、監査対象の市長部局に確認を求め、その回答に基づき、条例第6条第4号に該当すると実施機関が判断したことは不当である。

イ 非公開理由の交涉及び個人の権利利益を害するおそれについて、何ページ何行目が、客観的にそのおそれがあると認められるとする記述がなく理由付記の観点から不当である。

ウ 監査事務の透明性を確保するためには、調査記録を全部開示する必要がある、また処分庁の発言は職務上のものであることから、条例第6条第4号に該当すると実施機関が判断したことは不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和元年（2019年）12月20日付けで提出された弁明書及び令和2年（2020年）1月27日付けで提出された再弁明書並びに同年9月23日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 被監査者にどの部分が条例第6条第4号に該当するのかを確認したのは、あくまで本件処分を行うに際して参考とするためであり、被監査者の回答のみを根拠に判断したものではない。
- (2) 審査請求人は理由付記が不当であると主張するが、非公開としたすべての箇所が条例第6条第4号に該当するため、不当な点はない。
- (3) 被監査者は監査委員の調査において提供した情報がそのままの形で公開されることを前提として情報の提供をおこなっているものではない。このため、当該情報を公開すると、今後被監査者が情報の提供等を躊躇するなどの対応をとることにより、監査委員が事実関係を的確に把握することが困難になるなど、監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあることから、条例第6条第4号に該当するとした一部公開決定は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、令和元年（2019年）8月30日に実施された監査委員による聴き取り調査記録である。

そこで、本件対象文書について、一部公開とした実施機関の処分について検討する。

- (2) 条例第6条第4号該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、被監査者が担当している業務に関する監査委員と被監査者とのやりとりが、反訳の形式で記録されていた。そこには、被監査者が担当している業務に関する住民との交渉内容やそれに対する被監査者の個人的な見解等が記載されていた。

この点、被監査者は、監査の結果が公表されることまでは認識していたとしても、自身が陳述した内容が、そのままの形で公開されることを前提として聴き取りに応じたものではないと考えられる。

監査が円滑に行われるためには、被監査者の任意の協力が不可欠である。このような聴き取り内容をそのまま公開すると、被監査者が担当する業務の遂行に支障が生ずることを懸念し、今後、監査委員が実施する同種の監査において意見の陳述や資料の提供を躊躇する等の対応をとることで、監査委員が正確な事実を把握することを困難とし、今後の監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件処分により非公開とされた部分は、条例第6条第4号アに該当する。ただし、別表に掲げる箇所については、公開したとしても条例第6条第4号アに規定するおそれがあるものとは認められないことから、公開すべきである。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第4号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
委員聴き取り調査記録書	
5 ページ 39 行目	1 文字目から 36 文字目まで
6 ページ 1 行目から 2 行目	30 文字目から最後まで
6 ページ 12 行目から 16 行目	16 文字目から 15 文字目まで
6 ページ 31 行目から 32 行目	27 文字目から最後まで
9 ページ 21 行目から 22 行目	3 文字目から 31 文字目まで
10 ページ 4 行目から 5 行目	1 文字目から最後まで
10 ページ 6 行目	6 文字目から最後まで
10 ページ 11 行目から 12 行目	6 文字目から最後まで
11 ページ 1 行目から 2 行目	6 文字目から 14 文字目まで
12 ページ 22 行目から 23 行目	13 文字目から最後まで

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 1 / 1 0 / 7	行政文書公開請求書が提出される
1 0 1 8	行政文書公開決定等期間延長通知書を送付
1 1 / 2 9	行政文書一部公開決定
1 2 / 2	審査請求書が提出される（処分庁：監査委員事務局 審査庁：監査委員事務局）
1 2 / 2 0	処分庁が審査庁に弁明書を提出
1 2 / 2 6	審査請求人が審査庁に反論書を提出
2 / 1 / 2 7	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
1 / 2 9	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
3 / 2 6	口頭意見陳述を実施
7 / 9	審査庁が審査会に諮問
9 / 2 3	第 117 回審査会で審議
3 / 1 / 2 9	第 121 回審査会で審議
2 / 1 9	第 122 回審査会で審議
3 / 1 6	第 123 回審査会で審議
5 / 7	第 124 回審査会で審議
6 / 4	第 125 回審査会で審議
8 / 3	答申（答申第 95 号）